

吉川市立美南小学校 いじめの防止等のための基本的な方針 【説明版】

1 基本的な考え

- いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる。
- いじめは、人として決して許されない人権侵害である。

⇒教職員、保護者、関係諸機関との連携
☆早期発見、未然防止、問題の解消を図ります。

2 手立て

- 軽口、悪口、子ども同士の小さなトラブルについて

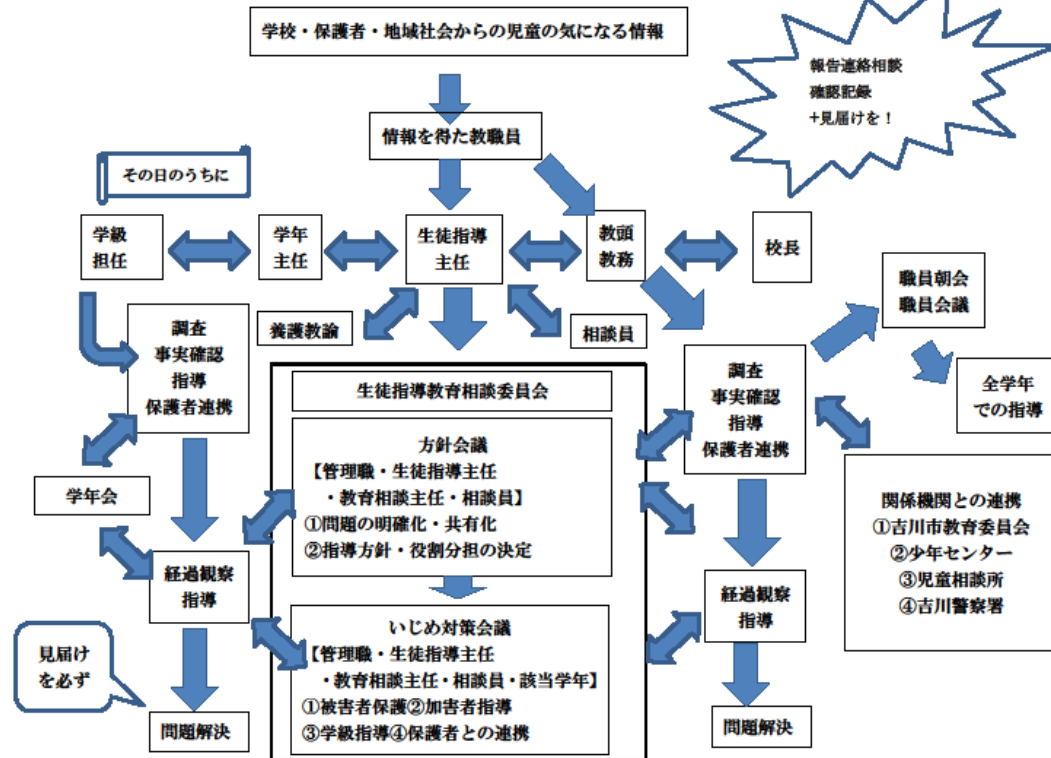
⇒いじめの芽

☆担任、学年主任、生徒指導主任、管理職等が
情報共有し、指導と指導後の見届け

⇒いじめ問題への組織対応マニュアル

- ①「悪い情報ほど早く」
⇒ 即時対応
- ②「報連相確記」
⇒ 連携対応
- ③ 学級には、必ず
トラブル（の芽）がある。
- ④ 教師は、大切な子どもを
預かっている。
- ⑤ 教師は、
子どもをよく見る。
子どもと話す。
子どもの話を聞く。

いじめ問題への組織対応マニュアル



- なかよしアンケートの実施

⇒いじめの未然防止、いじめの芽の発見、解消

- 保護者との連携

☆気になる話や様子⇒まずは担任まで

※「吉川市立美南小学校 いじめの防止等のための基本的な方針」等は本校 HP からご覧いただけます。